

高崎警察署協議会議事録

(令和7年度第3回定例会議)

開催日時	令和7年12月12日(金) 視察 午後2時から午後2時40分までの間 会議 午後3時40分から午後5時15分までの間		
開催場所	視察 鑑識科学センター 会議 高崎警察署 大会議室		
出席者	委員 (定数15人)	羽鳥会長 鈴木委員 大澤委員 金井委員 水井委員 押江委員 草薙委員 讚井委員 関根委員 竹内委員 根岸委員 松本委員	計12人
	警察	小菅署長 武藤副署長 山口警務官 熊澤会計官 塚越刑事生活安全官 唐澤交通官兼地域官 折原警務課長 田島地域課長 田代刑事第二課長 花田刑事第一課課長代理 警務係長 警務主任	計12人
	その他		
議 事 の 概 要			
<p>1 挨拶概要</p> <p>(1) 会長挨拶</p> <p>本日は、前回の定例会議で警察側から「優秀な人材確保に向けた効果的な警察官募集活動」について諮問されたことから、意見を取りまとめ本協議会からの答申としたいと考えているので、建設的な意見をいただきたい。</p> <p>また前回会議同様に、平素の生活の中で警察に対する意見や要望等があれば発言をいただき、有意義な意見交換ができればと考えている。</p> <p>(2) 署長挨拶</p> <p>本日は公私とも多忙のところ、令和7年度高崎警察署協議会第3回定例会議に出席いただき感謝申し上げますとともに、委員の方々には、平素より警察行政各般にわたり、深い理解と協力をいただいていることに対し、署員を代表し重ねて御礼申し上げます。</p> <p>本会議では、前回の定例会議で実施した諮問に対する答申をお願いしているところであるが、委員の方々の市民目線に立った忌憚のない意見をいただき、今後の対策に活用していく所存である。</p> <p>当署管内では、刑法犯認知件数が右肩上がり増加している中、空き家住宅等を狙った侵入窃盗事件や、高級車を狙った自動車窃盗などの事件が発生しているほか、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が後を絶たない状況である。高崎警察署として、年末年始を控える市民の方々が安全安心を実感できるよう、署員一丸となって、これからも真摯に取り組んでいきたい。</p> <p>2 業務概況説明(説明者 署長)</p> <p>(1) 刑法犯、窃盗犯、重要窃盗犯の認知状況、事件検挙状況</p> <p>(2) 薬物犯罪、特殊詐欺・SNS型投資詐欺の認知状況、事件検挙状況</p> <p>(3) 交通事故発生状況、管内の死亡事故発生状況</p> <p>(4) 110番通報受理状況、広報啓発活動状況</p> <p>(5) その他警察活動</p>			

3 協議（○～委員、●～署長等）

(1) 答申事項

前回定例会議で「優秀な人材確保に向けた効果的な警察官募集活動」について委員に諮問したところ以下の答申がなされた。

ア SNS等でいろいろ募集活動をしている様子を見て、興味をそそる内容が多くあると感じるが、そこに辿り着く者は興味がある者に限定されていると思うので、広告のように誰でも見る方法で募集活動を行う。

イ 子供が関わる場所に積極的に出向き、幼少時から警察官が身近な存在であることを体験させる。

ウ 小学生等が参加できる、施設見学や仕事体験などのイベントを積極的に開催し、イベントを通じて、思っているより厳しくないこと、皆を守っている大切な仕事であること等、警察に対する理解と憧れを持たせる。

エ 就職先を考える際に、就活サイトやアプリを活用して情報を収集することが多いと思われるので、それらにおける情報発信活動を積極的に行う。

オ 警察官に興味を持ったとしても、一般企業と比べるとイメージ的に受験に対するハードルが高く感じるので、採用までの流れなど、警察官になるまでにどのようなスケジュールで進んでいくのかを説明会の時などに積極的に説明する。

カ 幼稚園・小学校・中学校に対する交通安全教室などを通じて警察官の役割を理解してもらい、警察への親近感を持ってもらう。

キ 「かけ子」等の犯罪に誘われないための防犯講話等において、防犯意識を持たせるとともに、警察官への理解を深めてもらえるような内容も講話に盛り込む。

ク 高等学校等へ積極的に赴き、採用試験等の説明や業務内容の説明を行う。

ケ SNS等を積極的に活用する。

コ 継続的な大学生、高校生、中学生に向けた情報発信活動を実施する。

サ 警察における福利厚生は他の職業と比較しても充実していることをアピールし、将来の生活が安心できる職業であるとの認識をもってもらう

シ 危険度・激務度に見合った給料の支払い、休暇を取得しやすい環境づくり、精神的ストレス・肉体的負担の軽減など、労働条件の厳しさを緩和させるような職場環境の改善を行う。

ス 若手警察官の一日の仕事の流れややりがいなど、リアルな警察官像の発信を強化する。また、その際に現代の若者たちに合わせて、SNS等のショート動画で発信するなど、情報発信活動の見直しを行う。

セ 著名人等を登用したコマーシャル、SNS等における広報、教育機関への啓蒙活動、講演会や体験訓練を行う等、有効な宣伝及び広報活動を行う。

ソ リファラル採用、アルムナイ採用の導入。

タ 警察学校の学生寮はとても整っており、環境面も充実していることから、見学会で実際に施設を見てもらうとともに、現役の学生と直接話をする機会を作る。

チ 業務をイメージしやすいような警察学校生や警察官の一日をアニメや映像で紹介する。

(2) 委員からの事前質問に対する回答説明

○ 令和8年4月1日から、自転車の交通違反に交通反則制度が導入されるが、どのようなものか。また、例えば児童等が違反をした際、保護者が反則金を支払うと思うが、子供が違反を繰り返す度に保護者の金銭的な負担が重くなる。そのため、児童や生徒、保護者、学校関係者に交通反則制度について理解してもらう必要があると考えるが、警察の今後の対応を教えてください。〔質問〕

- 令和8年4月1日から自転車へのいわゆる青切符と呼ばれる交通反則通告制度が導入され、自転車の交通違反で検挙された後の手続が大きく変わる。これまでは自転車の交通違反が検挙されると、いわゆる赤切符を用いた刑事手続による処理が行われ、場合によっては、裁判を受けたり罰金を納付するなどする必要があった。今回の自転車への青切符の導入により、自動車と同様に、手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及が可能となる。

制度の概要については、制度の対象となる自転車運転者の年齢は、16歳以上となるほか、違反の種類は113種類となり、反則金の額については原動機付自転車と同様の額となる。悪質性・危険性が高くない大半のケースは引き続き、指導警告を実施することになる。自転車の取締りについては、これまでも実施していたものであり、本制度の導入をもって取締りが厳しくなるというものではない。

なお、県警察としては制度導入に伴い、来年度16歳となる現在中学3年生の県下全ての生徒に対し、本制度を含めた自転車の交通安全教育を実施しているほか、あらゆる警察活動において制度の周知に努めている。今回の制度導入は、家庭において、改めて自転車の交通ルールを学ぶ良い機会となるので、引き続き、家族で交通事故・違反防止に取り組んでいただくようお願いしたい。〔回答〕

- 警察の組織犯罪対策部を名乗る迷惑メールが、週2〜3回届く。その都度、迷惑メールに入れているが再び送られてくる。どのように対応したらよいか。〔質問〕

- ご存じのとおり、警察をかたり、口座が犯罪に使われている、携帯電話が不正に契約された、保釈金としてお金を指定口座に振り込め等の内容での電話やメールが後を絶たず、警察としても注意喚起を行っている。警察では、金融機関等に対し、不正な口座開設に係る手口等の情報を提供したり、顧客等への声かけや注意喚起を徹底・強化するよう要請しているほか、犯罪収益移転防止法等に基づく取締りを強化するなど、預貯金口座の不正利用防止対策を推進している。

また電話会社や総務省等を名乗り、携帯電話の未納料金があるなどと言った後に、警察官役に交代するケースや、SNS・ビデオ通話での連絡に移行するケースもある。警察はSNSで連絡することはないので、不審な電話やメールは最初にブロックするとともに、警察署や警察相談専用電話（#9110）に相談願いたい。〔回答〕

- 警察は大きな組織であるから、仮に離職率が高いようであれば、採用に力を入れるよりも離職率を下げる取組の方が、優秀な人材確保に寄与する可能性があるのではと考えるが、警察の離職率はどのくらいなのか。〔質問〕

- 警察官の年度途中における退職者数については、組織の体制に関わることであるため、具体的な回答は差し控えさせていただくことを御理解いただきたい。

他方で、採用された警察官は、全員が警察学校で一定期間教養・訓練を受けている。第2回定例会議で警察学校の視察をしていただいたが、警察学校では、この間まで警察官でなかった者を警察官として各警察署等に送り出すため、全寮制で各種教養や訓練を行っている。警察学校での生活は、警察という職場に馴染めるか、職務執行に耐える体力、知識、技術を習得できるか、というふるいにかける期間でもあることから、辞職する者が一定数いる。その後、警察学校を卒業すると各警察署に配属されることになる。当署においても配属となった新任警察官が一日も早く馴染んで、警察官として成長できるよう署長の面談や、若手の人となりや署員に知ってもらい、署員が若手に声を掛けやすくなるようきっかけづくりとして、署員の前で意見発表をする機会を設けたり、自分の趣味や自慢を披露する機会を設けたりといった取組を推進している。せっかく優秀な人材を採用しても離職してしまえば、組織力は上がらないことは指摘のとおりであり、今後も効果的な警察官募集活動と並行して離職防止にも

努めていく所存である。〔回答〕

- 警察官、警察事務職員及び会計年度任用職員が保護司として活動することは可能か。〔質問〕

- 警察官及び警察事務職員（以下「警察官等」という。）は、地方公務員法第38条において、職員が報酬を得て他の事業又は事務に従事する場合は、任命権者である警察本部長へ申請し許可を得る必要があるなど、一定の制限が設けられている。一方、保護司は、犯罪や非行を行った人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアであるが、その身分は法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員であり、報酬にあたる給与は発生しない。また、交通費等の活動に必要な経費の補填である実費弁償が発生することはあるものの、それらは報酬には該当せず、活動にあたり特別な許可の申請は必要ない。そのため、警察官等であっても保護司としての活動は可能である。ただし、警察官等の地方公務員は、地方公務員法第35条において職務に専念する義務が規定されているので、従事する場合は、勤務に支障のない週休日での活動とするなど一定の制限が生じる可能性がある。

また、交番相談員等のパートタイム勤務の会計年度任用職員は、地方公務員法第38条の適用の対象外であり、報酬の有無に関わらず活動に際しての申請は不要となるが、職務に専念する義務に支障を生じさせないよう制限が生じる可能性がある点は、警察官等と同様である。〔回答〕

(3) 意見、要望等

- SNSを悪用した詐欺への周知活動はどのように行っているのか。〔質問〕

- ボランティア団体と協力し、防犯月間等におけるイベントなどで広報活動を実施している。限られた者だけの周知にならないよう、テレビ局や新聞記者等の報道機関と協力し、できる限り多くの者に周知させるような活動を実施している。〔回答〕

- 県内某署警察職員を騙り、名刺を見せてきたことから警察署に確認したところ、そのような警察官はいないとの回答を得たといった話を聞いた。このような場合はどのように対応したら良いのか。〔質問〕

- このような事案は見破ることが難しいことから、直ぐに110番通報していただきたい。〔回答〕

- 夜間帯に、いわゆるキセル乗車といった不正乗車行為を行う者が多いとの話を聞いたが実際はどうか。〔質問〕

- 現在はこのような事案は把握していないが、事案を把握した際には、鉄道関係者と連携し、実態把握と制服警察官及び私服警察官によるパトロールを実施し対応していきたい。〔回答〕

4 視察等の行事

令和7年12月12日午後2時から午後2時40分までの間、鑑識科学センターの視察を行った。

5 備考

- (1) 警察署より新町交番の工事進捗状況について説明した。
- (2) 次回の定例会議を令和8年2月20日（金）に開催する予定とした。